平成25年度 ICT街づくり推進事業 実施要領

1 背景及び目的

(1) 背景

総務省では、ICTを活用することにより、地域活性化や雇用の創出等、地域が抱える複合的な課題を解決するため、本年1月より「ICT街づくり推進会議」を開催し、ICTを活用した新たな街づくり実現に向けて検討を行い、同年6月に報告書をとりまとめたところである。

また、これまでに平成24年度予算及び平成24年度補正予算による「ICT街づくり推進事業」として、計26件の実証プロジェクトを実施してきているところである。

(2)目的

これまでに全国の複数地域で実施してきた実証プロジェクトの成果を踏まえつつ、ICTを活用した新たな街づくりの普及展開に向けて、共通基盤(プラットフォーム)の形成事業やアプリケーションのモデル化事業等を進めることを目的とする。

2 委託事業の概要

(1) 公募する事業

- ① 平成24年度「ICT街づくり推進事業」の成果の普及展開
 - ①-a 平成24年度「ICT街づくり推進事業」の成果を協力・連携して広く普及展開していくためのプラットフォーム形成事業(プラットフォーム形成事業)

ICTを活用した新たな街づくりの実現に向けて必要となる共通プラットフォームの構築に向けて、平成24年度予算による「ICT街づくり推進事業」(以下、「平成24年度事業」という。)において得られた成果を他の地域と協力・連携して、広く普及展開していくためのプラットフォームを形成する事業とする。その際、形成するプラットフォームは以下の機能を具備するものとする。

- 複数のアプリケーションに対応するためのID相互認証の実現
- ・ ビッグデータやオープンデータの分野/地域横断的な利活用の実現
- ・ 多種多様な行政、観光、災害情報等を住民に直接伝える情報配信プラットフォームの実現

また、事業の実施に当たっては、平成24年度事業において得られた成果を発展させたアプリケーションの実現のための事業を併せて行うことを妨げない。

①-b 平成24年度事業の成果の普及展開に向けた案件形成調査事業(案件形成調査 事業)

平成24年度事業において得られた成果を踏まえ、その成果を活用し、地域におけるICTを活用した新たな街づくりを進めていくうえで必要となる住民ニーズの調査やアプリケーションの設計、その運用に必要となる体制の構築等について、事前の調査・検討を行う事業とする。

② 大都市圏での大規模災害に備えるための医療機関と連携した防災・減災アプリケーションの先進モデル化事業(防災・減災アプリケーションの先進モデル化事業)

東日本大震災の経験を踏まえ、今後起こりうる大都市圏における大規模広域災害に備えるため、医療機関と連携した防災・減災対策アプリケーションの先進モデルを実現するための事業とする。

(2) 提案主体及び委託金額

①-a プラットフォーム形成事業

提案主体:次のいずれかであること

ア 平成 24 年度事業の成果を有する地方公共団体を含む複数の地方公 共団体の共同提案

イ 平成 24 年度事業の成果を有する地方公共団体を含む複数の地方公 共団体を主たる提案者とする、民間法人(法律に基づき設立された法 人又は非営利団体)、独立行政法人、大学等との共同提案

委託金額:一提案当たりの提案額について特段の上限は定めない

①-b 案件形成調査事業

提案主体:地方公共団体

委託金額:一提案当たり2,000万円以下とする

② 防災・減災アプリケーションの先進モデル化事業

提案主体:次のいずれかであること

ア 地方公共団体

イ 地方公共団体を主たる提案者とする、民間法人(法律に基づき設立 された法人又は非営利団体)、独立行政法人、大学等との共同提案

委託金額:一提案当たり1億円以下とする

※ なお、平成24年度補正予算による「ICT街づくり推進事業」において採択され た代表提案団体による本件公募への提案は不可とする。

3 提案手続

(1) 応募資格

以下の全ての要件を満たす、地方公共団体等。

- ① 委託事業を遂行するために必要な組織、人員等を有していること。
- ② 委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- ④ 委託事業を実施するため、委託事業に関連する分野における企業、地方公共団体等との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されていること。
- ⑤ 委託事業全体の取りまとめを行う代表機関及び委託事業全体を統括する実施責任 者(プロジェクトリーダー)が定められていること。なお、実施責任者は、委託事

業の進捗管理等、委託事業全体を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする。

- ⑥ 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - a)契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所を いう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に 関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 同じ。)であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると き。
 - b) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者。
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者。
- ⑦ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら再委託の相手方としないこと。

(2)提案書様式

別紙2様式1~8に従い作成し、提出すること。

※「平成24年度 ICT街づくり推進事業」及び「平成24年度補正予算 ICT 街づくり推進事業」とは提案書様式が異なるため、必ず本実施要領における様式 を使用すること。

(3) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A 4版(様式自由) 1 0 ページ以内で添付すること。

(4)提出期限

平成 25 年 10 月 11 日 (金) 午後 5 時 (必着) とする。(郵送の場合は同日付け必着 とする。)

(5)提出部数等

提案書類(提案書、提案書の概要及びその他の補足資料)は正本(1部)、副本(2部)及び電子媒体(CD-R又はDVD-R1枚)を提出すること。

(6)提出先

本実施要領「11 実施要領に関する問い合わせ先」へ持参又は郵送により提出する こと。なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。提 出された提案書等の返却はしない。

4 委託先候補の選定及び採択

(1)選定方法

外部有識者等による評価会を開催し、その結果に基づき総務省が委託先候補を選定する。評価は書面審査及びヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、書面審査通過者に対し総務省より別途通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定のポイント

委託先候補の選定に当たっては、以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。評価会での検討により選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。なお、下記に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

I 基本的な事項

- ① 明確な街づくり戦略とICT・データによる課題解決
 - ア 地域が抱える複合的な課題を I C T・データの活用により解決するための地方公 共団体主導による明確な街づくり戦略を有しており、同戦略に沿った事業である か。
 - イ オープン化された地方公共団体の保有データやセンサー等から収集されたリアル タイムデータ、地理空間情報等を積極的に活用するものであるか。
 - ウ 複数分野のデータの所有者間における情報の取扱いに係る運用ルールや新たな情報追加への柔軟な対応が可能な仕組みを有している、又は、検討することとなっているか。

② 事業の確実な実施・継続性

- ア 実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含めて事業の実施計画が無理なく効率的に組まれており、事業の確実な実施・運営が見込めるか。また、事業の実施に係る費用分担に関する考え方が、当事者間において明確になっているか。
- イ 「地域の元気創造プラン」に基づく資金調達や民間事業者の資産の活用・連携を 行うなど、得られた成果の実用化に向けて委託事業終了後も自立的に運営が可能 な事業計画、実施体制及び資金計画となっているか。

③ ICTインフラの活用や費用対効果

事業の実施に当たっては、既存の資産(インフラ、システム、人材、知的財産、 仕組み・枠組み等)を活用するなど、過大な経費が計上されておらず、高い費用 対効果が見込まれる計画となっているか。

④ 民産学公官による街づくり戦略の推進体制

- ア 住民、産業界、教育・研究機関、地方公共団体等による街づくり戦略の推進体制 が構築されており、住民の積極的な参加が見込めるか。
- イ 使いやすい情報通信端末やメディアを使用し、住民にとって参加しやすくメリットのある利用者視点のものとなっているか。また、住民だけではなく、周辺地域 や外部からの来訪者にとっても有益かつ利便性の高いものであるか。
- ウ 住民が単に利用者として参加するだけではなく、事業の在り方や検証等に係る議 論に参加する場が構築されているか。

⑤ 普及展開及び成果の活用

- ア 他の地域や海外への普及展開について、具体的な計画を有しているか。
- イ 過去にICTを活用した地域活性化に係る先駆的な取組み(国のプロジェクトとして指定・委託を受けた他の事業等)を実施していた場合、その成果を活用しているか。また、現在ICTを活用した地域活性化に係る他の取組みを実施している場合、並行する2つの取組みが互いに連携するものとなっているか。

Ⅱ プラットフォームに関する事項

- ① 地方公共団体内の複数部署・分野に跨るデータの一元管理・連携を共通 I Dによって実現するものであるか。
- ② 広く他の地方公共団体と連携・役割分担しながらプラットフォームを構築し、地域で共通に利用する機能の共用化・標準化を実現するものであるか。また、プラットフォームを地方公共団体の自営システムとして構築する場合であっても、クラウドサービス等として他の地方公共団体が利用可能なものであるか。
- ③ 民間企業等が保有するデータやプラットフォームの活用・連携を実現するものであるか。
- ④ アプリケーションの平易な追加を実現するための機能や、システム・データの情報 セキュリティを確保するための機能を有するものであるか。

Ⅲ アプリケーションに関する事項

- ① プラットフォームを利用して地方公共団体内の複数部署・分野に跨るデータを有効に活用するものであるか。また、平時のICT利活用と緊急時・災害時の防災・減災機能との切替えなどを実現するものであるか。
- ② 地域のニーズに合ったものである一方、他の地域とのデータ連携やプラットフォームの共用により、平易な導入を実現できるものであるか。
- ③ 民間企業等が保有するデータやプラットフォームを有効活用・連携するものであるか。
- ④ 地方公共団体が主体的に参画し、行政事務の効率化や行政サービスの向上に資するものであるか。
- ⑤ 平成 24 年度事業を行っていた者にあっては、その成果を共通プラットフォーム上に展開して今般の事業におけるアプリケーションの一部として組み入れ、他の地域における平易な導入を実現するものであるか。

(3)提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補である地方公共団体等に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から提案者あてに通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までに総務省と委託先候補と の間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された委託事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の調整を行った上で委託契約を締結する。なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める 日までとする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と地方公共団体等の代表者が委託契約を締結する。複数の機関による共同事業の場合は、総務省は委託事業を行うそれぞれの機関と直接契約を締結する。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書及び提案書に定められた使途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに実施機関と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う(特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。)。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費(直接経費)とそれ以外の諸経費(一般管理費)(それぞれ消費税(消費税+地方消費税)5%を含む。)とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

(3)業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部又は委託事業の本質的な部分(実証要素のある業務)を第三者に請け負わせることは不可とする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に 総務省に通知し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に 掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1 を超えない場合
 - ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類
 - カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(4) 委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議して その扱いを決定することとする。

7 報告及び評価

(1)中間報告

受託者は、総務省に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書(様式適宜)を提出 しなければならない。中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。 中間報告書の提出期限は、別途指示する。

(2) 成果報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成 果報告書には次の内容を含むものとする。

- 事業内容
- ・開発・実証に係る設計書やデータ
- ・委託事業で活用した I C T システムの検証結果 (定量的評価を含む)
- ・明確化された課題及びその解決策
- 収支報告
- ・委託事業終了後の事業計画、運営体制、資金計画(ランニングコストの負担方法 及びその費用負担者)
- ・開発・実証成果の実用化・普及展開にかかる計画 等

成果報告書をもとに、評価会においてヒアリングを通じて終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホー

ムページ等で公開する予定である。成果報告書の提出期限は、別途指示する。

(3) 事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

・平成25年11月頃: 提案内容について外部評価を実施し、委託先候補を選定

平成25年12月頃: 契約条件の調整を行い、委託契約を締結

・平成26年初め頃 : 中間報告及び中間評価

平成26年3月頃 : 成果報告平成26年5月頃 : 終了評価

9 委託費の適正な執行について

(1) 適正な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の主旨、目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用、事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取り消しや契約額の減額を行う可能性がある。

(2) 委託事業における経理処理

委託事業における経理処理については、別紙3「平成25年度ICT街づくり推進事業委託契約経理処理解説」に従うこと。

10 その他

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)で公開するものとする。

11 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館9階

担当: 白壁課長補佐、高橋主査、岩國官、岡野官

電話: 03-5253-5482 FAX: 03-5253-5721

E-mail: ict-town_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

委託費 (直接経費) の範囲

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	委託事業の実施に直接必要な物品(使用可能期間が1
		年以上のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入
		に要する経費。
		また、委託事業の実施に必要な物品をリース・レンタ
		ルにより調達する場合に要する経費(委託事業のために
		直接必要であって、委託先または第三者所有の実験装
		置、測定機器その他の設備、備品等の使用料)。
	2. 消耗品費	委託事業の実施に直接必要な物品 (使用可能期間が 1
		年未満のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入
		に要する経費。
Ⅱ.人件費・	1. 実証担当者費	委託事業に直接従事する担当者、設計者及び工員等の
謝金		人件費(原則として、①本給、②賞与、③諸手当(福利
		厚生に係るものを除く)とする。ただし、 I . に含まれ
		るものを除く)。
	│2. 実証補助者費	委託事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費 (短利原性に係る経典及びより)
	3.謝金	(福利厚生に係る経費及び I.に含まれるものを除く)。
	3. 謝並	委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、 検討のために設置する委員会等(ワーキング・グループ
		検討のために設置する委員会等(ケーキング・ケルーク も含む) の開催や運営に要した委員等謝金、または個人
		しらものの開催で建名に安した安貞寺間並、よたは個人 による役務の提供等への謝金。
Ⅲ. 旅費	┃ ┃ 1 . 旅費(旅費、委員等旅費、	実証担当者が委託事業の実施に特に必要とする旅費
血. 派兵	本員調査費)	(交通費、日当、宿泊費)、または委託事業の実施に必
	SAMEY,	要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開
		催、運営に要する委員等旅費であって、所属機関の旅費
		規程等により算定される経費。
		また、委員会の委員が委託事業の実施に必要な知識、
		情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において
		調査に要する経費で、旅費(交通費、日当、宿泊費)、
		その他の経費。
IV. その他	1. 外注費(保守費、改造修理	
	費、業務請負費(ソフトウェ	
	ア外注費含む))	請負費及びソフトウェア外注費等含む)。
	2. 印刷製本費	委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印
	A 5-Y ##	刷、製本に要した経費。
	3.会議費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換を持ちませる。またのでは、次本は、のでは、次本は、のでは、次本は、のでは、次本は、大学は、では、なるでは、大学は、できれば、大学は、大学は、大学は、大学は、大学は、大学は、大学は、大学は、大学は、大学は
		換、検討のための委員会開催、運営に要する会議費、会
	4 飞气军帆弗(飞气弗 t继till	議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。 委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送
	4.通信運搬費(通信費、機械 装置等運送費)	安託争業の美施に直接必要な物品の連搬、データの送 受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	表直奇理达貝/ 5. 光熱水料	文信寺の通信・电品料、及い機械表直寺建送負寺。 委託事業の実施に直接使用するプラント及び機器等
	5. 元於小科 	安託争業の美施に直接使用するフラフト及び機器等 の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	 6. その他(諸経費)(設備施	数性報号に対する。
	設料、その他特別費等)	れた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費
		を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して非(不)課
		税取引となる経費の消費税率(5%)に相当する額。